

# 国民健康保険の加入・脱退には、届出が必要です！

～ 14日以内の届出をお願いいたします～

マイナ保険証を利用している方でも他の健康保険に加入したときなどは、国保の脱退の届出が必要です。自動的に脱退にならず、保険税の請求が継続しますので、必ず町民税務課窓口へ届出願います。

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の健康保険をやめたとき、または扶養でなくなったとき	健康保険を喪失したことが分かる証明書
	前住所地で国保に加入していた方が、七ヶ宿町に転入したとき	(お持ちの方のみ) 転出証明書
国保を脱退するとき	他の健康保険に入るとき、または扶養になったとき	他の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ(全員分)
	七ヶ宿町から転出するとき	(お持ちの方のみ) 資格確認書
	修学のため七ヶ宿町から転出するとき	(お持ちの方のみ) 資格確認書、在学証明書

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114

## 子ども・母子父子家庭・心身障害者 医療費助成の手続きについて

七ヶ宿町の医療費助成を利用されている方で下記に該当する方は、必ず町民税務課に届出願います。

届出の内容	持ち物
住所・氏名を変更したとき	新しい住所や氏名を確認できるもの※
振り込み口座を変更するとき	振込先の通帳
別の健康保険に加入したとき (社会保険から社会保険への変更も同様)	資格確認書または資格情報のお知らせ

※運転免許証、マイナンバーカードなど

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114

# 町の主役となり盛り上げる 若者を応援します!!

## 次世代リーダー一定住育成助成金

地域の担い手となる若者世代の定住と就業を促進するため  
町内にお住まいで就業・就農している 満30歳未満の方 へ

総額  
72万円

月額20,000円を3年間助成します！

### ●助成額

月額20,000円を3年間支給  
(国または地方公共団体、それに準ずる機関に任用されている方は月額10,000円)

### ●対象者

- ・町内に住所があり、かつ助成金支給後5年以上居住する意思がある方
  - ・就職・就農・事業を営んでいる方(町外へ通勤している方も対象です)
  - ・助成申請日において満30歳未満の方
  - ・町税等に滞納がない方
  - ・町が構成する団体または地域活動団体に所属し、かつ町が主催する行事、地域の自主活動等に積極的に参加できる方
- 例: 消防団、地域づくり委員会、いきいき女性委員会、成人式実行委員会、文化協会加盟団体、体育協会加盟団体等

※町の次世代リーダーとしての考えや活動について、レポートの提出をしていただきます。

## みんなが「住みたい」七ヶ宿を目指して

# 支援金・助成金を支給します!!

### くらし応援通勤支援金

町内のガソリンスタンドで利用できる「通勤支援給油券」を年間最大12,000円分支給します！

- 対象者 ①町内に住所があり、町外に通勤している方  
②町税等に滞納がない方

※内容については、4月15日配布のチラシをご確認ください。

### 民間賃貸住宅家賃助成金

町内の民間賃貸住宅に居住し、定住している方に家賃の助成を行います！

- 助成額 ①家賃月額から30,000円を差し引いた額(限度額20,000円)  
②子育て世帯(18歳以下の子どもを育てる家庭)については限度額25,000円
- 対象者 ①町内に2年以上継続して居住する意思がある方  
②自治会に加入し、地域の活動に積極的に参加できる方  
③町税等に滞納がない方

※記載事項以外の条件がありますので詳しくは下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114